

上尾市告示第70号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により上尾市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定によりその旨を公告し、及び同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該変更後の上尾市農業振興地域整備計画書を上尾市環境経済部農政課において縦覧に供する。

令和8年3月13日

上尾市長 畠山稔